

身のまわりのハラスメントを撲滅^{ぼくめつ}しよう！！

12月は厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅^{ぼくめつ}月間」です。生徒の皆さんにとっては学校は職場ではありませんが、学校もオフィシャルな（公的な）場として、あるいは卒業を控えた3年生は就職先の職場もイメージしつつ、ハラスメントについてぜひ考えてみましょう。

◎そもそもハラスメントって何？

ハラスメントは「嫌がらせ」と日本語に訳されることが多いですが、もともとは英語で次のように定義されます（カウンセラー 高山直子氏による）。

‘HARASS’（動詞）

■To annoy persistently

■To worry and impede by repeated raids

「執拗^{しつよう}に（しつこく）、（継続的に）相手を不快にしたり、

尊厳^{そんげん}を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威^{きょうい}を与える言動・行為」

現在ではハラスメントにはかなりの種類があると言われていますが、中でも「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」は「男女雇用機会均等法」などで、「パワーハラスメント（パワハラ）」は、改正された「労働施策総合推進法」などで、その防止のために必要な措置を講じる（必要な手段をとる）ことが雇用主や事業主の義務となっていますので、各職場での対応・対策が進みつつあります。

◎スクール・セクハラに注意しよう！

学校など、子どもがいる場で起こるセクハラは、「スクール・セクシュアル・ハラスメント」（スクール・セクハラ）と呼ばれます。たとえば、クラスメイトや友だち、先輩、先生が・・・

- ①個人の体型や顔について話題にする。
- ②性的なからかいや冗談を言う。
- ③性的な体験をたずねたり、話したりする。
- ④必要もないのに身体をさわる。
- ⑤着替えているところを見たり、のぞいたりする。
- ⑥携帯電話などで性的なメールや画像を送る。

注意



これらがセクハラになるかどうかは、基本的に「受け手が不快と感じるかどうか」によって決まります。親しみのつもり、軽い気持ちで行ったことでも相手が嫌だと感じたら、セクハラです。

◎気持ちよく学校生活を送るために

セクハラなどの被害を受けた人のなかには、「自分にも落ち度があったかもしれない」と責任を感じる人もありますが、ハラスメントは被害者の努力で改善できるものではありません。「おかしいな」と思ったら、そう感じた自分の気持ちを大切に、対応を考える必要があります。

- ◇不快なことを言われたりされたりしたときは、我慢せず「やめてほしい」と伝えましょう！
- ◇ハラスメントをする人は「他の人には言っちゃいけない」など口止めするかもしれませんが、そのままにしているとエスカレートする危険性があります！
- ◇自分のなかに抱え込まずに、友だちや家族、先生、スクールカウンセラーさんなど信頼できる人に勇気を出して相談しましょう！

もしセクハラなどを見聞きしたい相談されたいしたら！？

見て見ぬふりではなく、嫌な思いをしている人に声をかけ、話を聴いてあげましょう。直接声をかけるのが難しいときは、身近な信頼できる人に相談しましょう。

(ハラスメントの被害者も加害者も出さないためには、行為を注意する勇気も必要です。)

◎自分と相手を守る「距離感」

自分の心や身体は自分だけのものであり、大切なものです。自分と相手の両方を守るのが、「距離感」です。本来、人との距離は自分自身で決めることができるものです。

<身体の距離感>

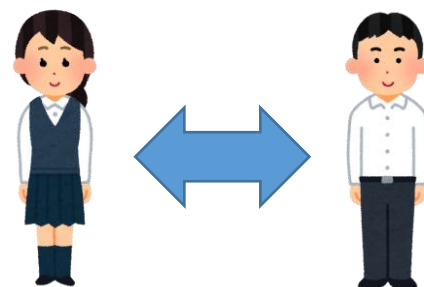
人によって心地よい距離感は違います。近寄られるのを嫌がる人もいますので、気をつけましょう。

<心の距離感>

どんなに仲のよい相手でも、いつも自分と同じ気持ちとは限りません。自分の気持ちと同じように、相手の気持ちも大切にあげましょう。

自分の距離感

相手の距離感



「距離感」を守ろう!
～感じ方は人それぞれ～

(参考:神奈川県藤沢市『STOP!!スクール・セクハラ』)

思いがけずハラスメントの加害者にならないためにも、「距離感」について知っておくことは大切です。生徒の皆さんは、自分の気持ちを大切にしつつ、互いに尊重しあって適切な「距離感」を保ち、よりよい人間関係を築いていきましょう！

(*この便りは持ち帰り、家庭で「人権」について語り合うきっかけにしてください。人権教育推進スタッフ：森脇)